

## 第117号議案

### 公益法人制度改革に伴う関係条例の整備に関する条例

(貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部改正)

第1条 貸付金の返還債務の免除に関する条例(昭和59年島根県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条の表新規就農者経営安定資金の項中「財団法人しまね農業振興公社(」の次に「昭和45年8月10日に財団法人島根県農業開発公社という名称で設立された法人をいう。」を加え、同表林業就業促進資金の項中「社団法人島根県林業公社(」の次に「昭和40年5月18日に社団法人島根県造林公社という名称で設立された法人をいう。」を加え、同表伝統工芸雇用就業資金の項中「社団法人島根県物産協会(」の次に「昭和52年4月8日に社団法人島根県物産協会という名称で設立された法人をいう。」を加える。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第16条の4第2号中「財団法人島根県職員互助会」の次に「(昭和53年5月1日に財団法人島根県職員互助会という名称で設立された法人をいう。)」を、「財団法人島根県教職員互助会」の次に「(昭和46年9月1日に財団法人島根県教職員互助会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)」を、「財団法人島根県警察職員互助会」の次に「(昭和53年9月1日に財団法人島根県警察職員互助会という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例(昭和29年島根県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第13条中「財団法人島根県職員互助会」の次に「(昭和53年5月1日に財団法人島根県職員互助会という名称で設立された法人をいう。)」を、「財団法人島根県教職員互助会」の次に「(昭和46年9月1日に財団法人島根県教職員

互助会という名称で設立された法人をいう。）」を、「財団法人島根県警察職員互助会」の次に「（昭和53年9月1日に財団法人島根県警察職員互助会という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

（島根県職員定数条例の一部改正）

第4条 島根県職員定数条例（昭和28年島根県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第9号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

（公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第5条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

第1条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への職員」を「公益的法人等への職員」に改める。

第2条第1項第1号から第14号までを次のように改める。

- (1) 財団法人しまね国際センター（昭和37年3月24日に財団法人島根県海外協会という名称で設立された法人をいう。）
- (2) 財団法人しまね海洋館（平成9年4月30日に財団法人しまね海洋館という名称で設立された法人をいう。）
- (3) 財団法人しまね女性センター（平成10年10月12日に財団法人しまね女性センターという名称で設立された法人をいう。）
- (4) 財団法人島根県文化振興財団（平成9年3月17日に財団法人島根県文化振興財団という名称で設立された法人をいう。）
- (5) 財団法人自治体国際化協会（昭和63年7月1日に財団法人自治体国際化協会という名称で設立された法人をいう。）
- (6) 財団法人島根県環境管理センター（平成4年3月4日に財団法人島根県

廃棄物管理センターという名称で設立された法人をいう。)

- (7) 社団法人益田市医師会(昭和35年11月4日に社団法人益田市美濃郡医師会という名称で設立された法人をいう。)
- (8) 財団法人島根県環境保健公社(昭和48年2月24日に財団法人島根県環境保健公社という名称で設立された法人をいう。)
- (9) 財団法人しまね農業振興公社(昭和45年8月10日に財団法人島根県農業開発公社という名称で設立された法人をいう。)
- (10) 社団法人島根県林業公社(昭和40年5月18日に社団法人島根県造林公社という名称で設立された法人をいう。)
- (11) 財団法人くにびきメッセ(平成3年9月26日に財団法人くにびきメッセという名称で設立された法人をいう。)
- (12) 財団法人しまね産業振興財団(昭和48年4月2日に財団法人島根県中小企業設備貸与公社という名称で設立された法人をいう。)
- (13) 財団法人ふるさと島根定住財団(平成4年9月3日に財団法人ふるさと島根定住財団という名称で設立された法人をいう。)
- (14) 財団法人島根県建設技術センター(平成8年3月25日に財団法人島根県建設技術センターという名称で設立された法人をいう。)

(島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部改正)

第6条 島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例(平成14年島根県条例第77号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

財団法人しまね海洋館(平成9年4月30日に財団法人しまね海洋館という名称で設立された法人をいう。)

財団法人しまね女性センター(平成10年10月12日に財団法人しまね女性センターという名称で設立された法人をいう。)

財団法人島根県文化振興財団(平成9年3月17日に財団法人島根県文化振興財団という名称で設立された法人をいう。)

財団法人しまね国際センター（昭和37年3月24日に財団法人島根県海外協会という名称で設立された法人をいう。）

財団法人しまね自然と環境財団（平成3年7月1日に財団法人三瓶フィールドミュージアム財団という名称で設立された法人をいう。）

財団法人島根県環境管理センター（平成4年3月4日に財団法人島根県廃棄物管理センターという名称で設立された法人をいう。）

財団法人島根県環境保健公社（昭和48年2月24日に財団法人島根県環境保健公社という名称で設立された法人をいう。）

社会福祉法人島根県社会福祉事業団

財団法人島根県障害者スポーツ協会（昭和54年5月7日に財団法人島根県身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。）

財団法人しまね農業振興公社（昭和45年8月10日に財団法人島根県農業開発公社という名称で設立された法人をいう。）

財団法人島根県みどりの担い手育成基金（平成5年3月22日に財団法人島根県みどりの担い手育成基金という名称で設立された法人をいう。）

社団法人島根県林業公社（昭和40年5月18日に社団法人島根県造林公社という名称で設立された法人をいう。）

財団法人くにびきメッセ（平成3年9月26日に財団法人くにびきメッセという名称で設立された法人をいう。）

財団法人しまね産業振興財団（昭和48年4月2日に財団法人島根県中小企業設備貸与公社という名称で設立された法人をいう。）

財団法人ふるさと島根定住財団（平成4年9月3日に財団法人ふるさと島根定住財団という名称で設立された法人をいう。）

島根県土地開発公社

財団法人島根県建設技術センター（平成8年3月25日に財団法人島根県建設技術センターという名称で設立された法人をいう。）

島根県住宅供給公社

財団法人島根県暴力追放県民センター（平成4年5月11日に財団法人島根県

暴力追放県民センターという名称で設立された法人をいう。)

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第7条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年島根県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条の表第24号左欄中(73)を(74)とし、(42)から(72)までを(43)から(73)までとし、同欄の(41)中「(42)から(51)まで、(65)及び(73)」を「(43)から(52)まで、(66)及び(74)」に改め、同欄中(41)を(42)とし、(20)から(40)までを(21)から(41)までとし、同欄の(19)中「第27条第7項」を「第27条第8項」に改め、同欄中(19)を(20)とし、(18)の次に次のように加える。

(19) 法第27条第4項第3号の規定による組合の監事からの報告の受理

第2条の表第24号右欄中「(14)から(25)まで、(32)から(40)まで、(52)から(60)まで及び(66)から(72)まで」を「(14)から(26)まで、(33)から(41)まで、(53)から(61)まで及び(67)から(73)まで」に、「(41)から(51)まで、(65)及び(73)」を「(42)から(52)まで、(66)及び(74)」に、「(26)から(31)まで及び(61)から(64)まで」を「(27)から(32)まで及び(62)から(65)まで」に、「益田市」を「益田市」に改め、同表第35号左欄中(13)及び(14)を削り、(12)を(14)とし、(5)から(11)までを(7)から(13)までとし、(4)の次に次のように加える。

(5) 法第17条の3の規定による仮理事の選任

(6) 法第17条の4の規定による特別代理人の選任

第2条の表第35号左欄中(21)から(24)までを削り、(20)を(24)とし、(19)を(23)とし、(18)を(19)とし、(19)の次に次のように加える。

(20) 法第32条の2第3項の規定による意見の陳述及び調査

(21) 法第32条の2第4項の規定による意見の陳述

(22) 法第32条の3の規定による清算終了の届出の受理

第2条の表第35号左欄中(17)の次に次のように加える。

(18) 法第31条の8の規定による清算人の氏名及び住所の届出の受理

第2条の表第37号左欄中(5)及び(6)を削り、(4)を(6)とし、(3)を(5)とし、(2)を(4)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 法第39条の3の規定による社会福祉法人の仮理事の選任

(3) 法第39条の4の規定による社会福祉法人の特別代理人の選任  
第2条の表第37号左欄中(10)及び(11)を削り、(9)を(11)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 法第46条の7の規定による社会福祉法人の清算人の氏名及び住所の届出の受理

(10) 法第47条の3の規定による社会福祉法人の清算終了の届出の受理  
第2条の表第38号左欄中(5)及び(6)を削り、(4)を(6)とし、(1)から(3)までを(3)から(5)までとし、(3)の前に次のように加える。

(1) 法第72条の12の6の規定による一時理事の職務を行うべき者の選任

(2) 法第72条の12の8第3号の規定による農事組合法人の監事からの報告の受理

第2条の表第38号左欄の(7)中「第73条第5項」を「第72条の18の9第3項」に改め、同欄の(8)中「第73条第6項」を「第72条の18の9第4項」に改め、同欄中(16)を(17)とし、(9)から(15)までを(10)から(16)までとし、(8)の次に次のように加える。

(9) 法第72条の18の10の規定による清算終了の届出の受理

第2条の表第40号左欄の(17)中「第55条において準用する民法第83条」を「第54条の3」に改める。

( 島根県地方警察職員定員条例の一部改正 )

第8条 島根県地方警察職員定員条例(昭和32年島根県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

( 島根県病院局職員定数条例の一部改正 )

第9条 島根県病院局職員定数条例(平成19年島根県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第8号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

( 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正 )

第10条 県立学校の教育職員の給与に関する条例 ( 昭和29年島根県条例第 6 号 ) の一部を次のように改正する。

第29条第 2 号中「財団法人島根県教職員互助会 ( 」の次に「昭和46年 9 月 1 日に財団法人島根県教職員互助会という名称で設立された法人をいう。」を加える。

( 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正 )

第11条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例 ( 昭和29年島根県条例第 7 号 ) の一部を次のように改正する。

第21条の 3 第 1 号中「財団法人島根県教職員互助会 ( 」の次に「昭和46年 9 月 1日に財団法人島根県教職員互助会という名称で設立された法人をいう。」を加える。

( 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正 )

第12条 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 ( 昭和46年島根県条例第42号 ) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

( 特定非営利活動促進法施行条例の一部改正 )

第13条 特定非営利活動促進法施行条例 ( 平成10年島根県条例第28号 ) の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

( 社員総会の表決の電磁的方法 )

第 2 条の 2 法第14条の 7 第 3 項の電磁的方法は、規則で定める。

( 島根県立自然公園条例の一部改正 )

第14条 島根県立自然公園条例 ( 昭和36年島根県条例第11号 ) の一部を次のように改正する。

第24条第 1 項中「目的として設立された民法 ( 明治29年法律第89号 ) 第34条の法人」を「目的とする一般社団法人、一般財団法人」に改める。

( 島根県企業局職員定数条例の一部改正 )

第15条 島根県企業局職員定数条例 ( 平成19年島根県条例第20号 ) の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。